

【全年次向け】

アルバイトの労働条件を確認しましょう

アルバイトを雇い入れる場合、労働契約締結時に、賃金、労働時間などの労働条件を必ず明示する必要があります。しっかりとその内容を確認しましょう。

（1）「労働条件の明示」で特に重要な6項目について

次に挙げる労働条件は書面で交付することが義務付けられています。（労働基準法第15条）

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 期間の定めがある契約の更新についてのきまり
- ③ どこでどんな仕事をするのか（就業の場所、従事する業務）
- ④ 仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務など
- ⑤ 賃金について（賃金の決定、計算と支払方法、締切と支払の時期）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職に関すること（解雇事由を含む））

（2）法で定められた最低賃金は守られていますか？

神奈川県は 時間額 ¥983 です。（平成30年10月1日改正）

アルバイトをしている皆さんはこの金額を下回った賃金で働いていませんか？

過去に、最低賃金を下回る金額で働いていた高校生がいました。アルバイト先で、最低賃金の改正に気が付かず、昔の最低賃金をもとに計算をしていたとのことで、働いている皆さん自身が計算をして確かめる必要があります。

なお、最低賃金に精・皆勤手当、通勤手当、臨時に支払われる賃金等は含まれません。

最低賃金	
神奈川県	¥983
東京都	¥985
埼玉県	¥898
千葉県	¥895

(3) アルバイトでも「有給休暇」があります

有給休暇とは使用者から賃金が支払われながら休むことができる休暇日のことをいいます。雇入れの日から6か月間継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与する必要があります（労働基準法第39条）。その後は、継続勤務年数1年ごとに一定日数を加算した日数を付与する必要があります。

	付与されなければならない有給休暇
正社員並みに働いている場合 (労働日が週5日以上もしくは週30時間以上)	一般の労働者と同じ日数の有給休暇
上記を下回る労働時間の場合	所定労働日数に応じた日数の年次有給休暇

「きみはアルバイトだから有給休暇は無いよ」と言われることがあるそうです。しかし、決してそんなことはありません。

たとえ労働日数が少なくても、その労働日数に応じた有給休暇を付与する必要があります。右の表は、アルバイトの有給休暇を労働日数ごとにあらわした早見表ですので参考にしてください。

所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

(出典：労働基準局監督課)

有給休暇を「いつ取るか」「なぜ取るのか」は、労働者の自由とされている

有給休暇は「いつ取るか」「どのように利用するか」は労働者の自由で、理由を聞かれても答える必要はありません。しかし、使用者側には「時季変更権」があり、「事業の正常な運営を妨げる場合において」は、これを行使することができます。

[引用・出典] 経営ハッカーより <https://keiei.freee.co.jp/>
厚生労働省 web サイトより

「ふりがな」つきは裏面へ^{りめん}